

ご存じですか？ 知財調停

知的財産権に関する紛争の解決に
知財調停を利用してみませんか。
東京地裁・大阪地裁に申し立てること
ができます。



知財調停の特徴・利点

① 柔軟性

- 解決したい紛争を当事者が設定(**特定の争点に絞った解決も可**)
- 調停委員会の助言等を得て、当事者間の**自主的交渉に戻る**ことも可能

② 迅速性

- 原則として**第3回期日までに**、調停委員会が争点について一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指す

③ 専門性

- 調停委員会は、**知財部の裁判官と知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士**などで構成

④ 非公開

- 手続は**非公開**



運用開始(令和元年10月)
からの実績

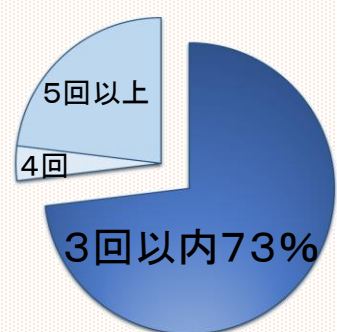
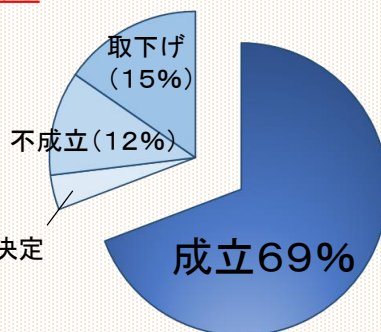


調停成立率**69%**

平均審理期間**5.6か月**

終局事由の内訳

終局までの期日回数



調停に代わる決定
(4%)



(いずれも令和5年4月末時点 移送を除く)



知財調停ってどんな手続なの？

ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、知財部の裁判官及び知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会の助言や見解を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図る手続だよ。

柔軟性 迅速性 専門性 非公開 の4つが特徴なんだ。
東京地裁と大阪地裁で運用されているよ。



調停事件は簡易裁判所に申し立てるんじゃないの？

原則はそうだね。だから、管轄裁判所を東京地裁又は大阪地裁とする管轄合意をしないと、知財調停の審理を進めることができないんだ。

申立て時点で管轄合意がされていない場合でも、事案に応じて、申立ての受付後に、裁判所から相手方に対して意思確認を行う対応をしている場合もあるよ。



でも、東京地裁や大阪地裁は遠いな・・・

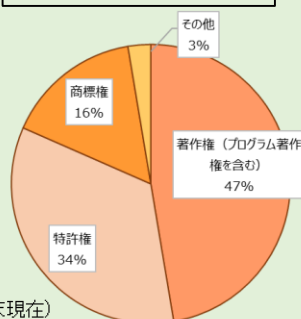
知財調停でもウェブ会議を利用できるから、申し立てる裁判所に相談してみるといいよ。



どんな事件で知財調停を利用できるの？

これまで主に著作権、特許権、商標権、不正競争（営業秘密）などをめぐる紛争で利用されてきたよ。
早期解決を目指すので、損害額についての争いやライセンス料に関する紛争など、争点が複雑すぎない事件や請求額が低い事件に向いているかもね。

知財調停申立て事件内訳



（令和5年4月末現在）



○ 知財調停の詳しい内容は**以下のウェブサイト**をご覧ください。

- 大阪地裁 https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html
- 東京地裁 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tizaityoutei/index.html

